瀬戸内海の環境保全対策

(3) 特定施設の設置等の許可

瀬戸内海関係13府県においては「瀬戸内海環境保全特別措置法」第5条及び第8条の規定に基づき特定 施設の設置等について許可制が採られており、表 7-3 にあるように令和2年度は設置の許可211件、変更 の許可356件が行われた。特定事業場の府県・政令市別規模別内訳を表7-4に、排出水量の規模別内訳を 表 7-5 に示す。

表 7-3 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可・措置命令等件数

(会和9年度)

	第11条の措置命令 第7名							(令和2年度)			
府県	第5条 第1項	第8条 第1項	第 5 条	第8条	To .	第7条 第2項	第8条 第4項	第9条	第10条 第3項		
政令市	第 1 項 の許可	第 1 頃 の許可	に係る もの	に係る もの	計	の届出	あ年頃の届出	の届出	ある 頃の届出		
京 都 府	4	5						19			
大 阪 府	13	26						37	1		
兵 庫 県	12	24					13	76	3		
奈 良 県 和歌山県	2 5	2 5						6 15	1		
岡 山 県	9	10					1	30	6		
広島県	3	19					2	37	0		
山口県	21	46					_	62	1		
徳島県	18	23						44	2		
香川県	9	21					6	29	4		
愛媛県	17	31						50	6		
福岡県	3	5						5	1		
大分県	15	9					0.0	18	0.5		
<u>府 県 計</u> 京 都 市	131	226					22	428	25		
大阪市	4	2						8			
界市	7	9						11	1		
豊中市	,	Ů							-		
高槻市	2	3						6			
枚 方 市	4	5						5			
八尾市								1			
東大阪市		0									
神戸市	5	9						1.0	0		
短路市 尼崎市	3 3	4 2					1	12 13	2		
明石市	2	1					1	4			
西宮市		1					1	1			
奈良市	1							2			
和歌山市	3	6									
岡山市	2	10					3	16	2		
倉 敷 市	9	17						33			
広島市	3	4						4			
具 市 福山市	9	1 8						2 3	1 1		
下 関 市	3 6	12						12			
徳島市	4	5					1	7			
高松市	1	4						11	2		
松山市	2	6					1	9	1		
北九州市	5	13						28	2		
大 分 市	11	9					3	26			
政令市計	80	130					10	216	12		
合 計	211	356					32	644	37		

- 注) 1. 第5条の許可とは、「特定施設の設置」の許可である。 2. 第8条の許可とは、「特定施設の構造等の変更」の許可である。
 - 3. 第7条第2項の届出とは、「特定施設に係る経過措置」の届出である。
 - 4. 第8条第4項の届出とは、「軽微な変更」の届出である。
 - 5. 第9条の届出とは、「氏名等の変更」の届出である。
 - 6. 第10条第3項の届出とは、「承継」の届出である。

出典:「令和2年度 水質汚濁防止法等の施行状況」(環境省、令和4年3月)